

新潟県特定行為研修受講支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 新潟県特定行為研修受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、その雇用する看護職員の保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）の受講に要する経費を負担する病院等を支援することで、特定行為研修の受講を促進し、県内の医療の充実及び看護の質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金を受けることができる者は、次に掲げる施設の設置者であって、特定行為研修を受講する看護職員を雇用するものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に定める病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に定める診療所
- (3) 訪問看護ステーション（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所（病院及び診療所を除く。）をいう。）
- (4) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (6) 前各号の施設に類する施設であって県内の医療の充実に資するものとして知事が認める施設

(事業計画)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、別紙第1に事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を添えて、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

1 基準額	2 対象経費
受講者 1 人当たり 689 千円	補助対象者が負担する入講料及び受講料

イ アにより選定した額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下、「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その他これと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に返還させることがある。

- (8) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (9) 補助事業者は、看護職員が特定行為研修を修了した場合は、修了証の交付の日から 30 日以内に修了証の写しを知事に提出しなければならない。

(交付申請)

第 7 条 この補助金の交付申請は、別紙第 2 による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

2 事業の実施期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに交付申請を行うものとする。

(変更交付申請)

第 8 条 第 6 条の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別紙第 3 による変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 9 条 第 6 条の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別紙第 4 による中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 60 日前までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第 10 条 知事は、補助金の交付決定を受けた申請者が第 6 条の(5)に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第 12 条 この補助金の事業実績報告は、別紙第 5 による報告書に関係書類を添えて、事業完了後 30 日以内(第 6 条の(3)の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 30 日以内)又

は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 事業が完了する以前に補助金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合は、別紙第5による報告書に関係書類を添えて、翌年度の4月10日までに、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(消費税仕入控除税額報告)

第13条 第6条の(7)の規定により知事に報告する場合は、別紙第6による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、第12条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助事業者が第6条の(9)の規定により特定行為研修を受講した看護職員の修了証の写しを提出することができない場合は、期限を定めて、当該看護職員の特定行為研修の受講に係る補助金の全額について県に返還することを命ずるものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。